

I. 基本給等について(続き)

1. 社員(続き)

- (2) ベースアップ... 全社員平均8,625円相当(エリア手当反映分を含む。)
- ① 全社員に対し、職務遂行給に一律4,500円の加算を行う(全社員平均4,798円相当)。
 - ② 2024年4月1日時点でC層の社員に対し、①に加え、職務遂行給に一律2,000円の加算を行う(全社員平均1,670円相当)。
 - ③ C5級及びC4級の社員に対して適用している初任給調整手当を廃止する(ただし、総合職(大学院卒)についてはIVによる)。合わせて、2024年4月1日時点でC5級の社員に対して、①②に加え、職務遂行給に18,100円の加算(C4級の社員に対しては9,000円の加算)を行う(全社員平均2,157円相当)。
- (3) 職務遂行給下限額・上限額等
第2号①、②及び③の実施に伴い、現行の職務遂行給基準昇給額表における職務遂行給下限額、上限額に一律4,500円の加算(C層については上限額に6,500円、下限額に24,600円の加算)を行うとともに、初任給額表に定める初任給額に一律24,600円の加算を行う等の必要な見直しを行う。
- (4) 進級時昇給額等
第2号③の実施に伴い、C5級からC4級の進級時昇給額を△9,100円、C4級からC3級の進級時昇給額を△9,000円の見直しを行う。また、第二基本給の進級区分別の金額をC5級からC4級の進級時は△2,730円、C4級からC3級の進級時は△2,700円の見直しを行う。
- (5) 実施時期
第1号から第3号は、2024年4月期給与から適用する。第4号は、2024年4月2日以降の進級から適用する。

【解説】

ベースアップ平均8,625円の内訳は、全社員平均①4,798円+②1,670円+③2,157円になる。①の計算は、職務遂行給への一律加算4,500円とエリア手当反映分(約6.63%)の平均額298円であり、合わせて4,798円となる。

2023年実施の初任給調整手当については廃止し、基本給に組み込むことにより、職務遂行給下限額に加算する。これによりC5級社員は18,100円、C4級社員は9,000円ベースアップとなる。

- ① 職務遂行給への一律加算額は、例年、基準昇給や評価昇給と同時に6月期給与において精算されている。今年も6月期給与(6月25日)において、4月分~5月分の基本給等が精算される予定である。
- ② 2023年度初任給調整手当の廃止に伴い、4月~5月分の給料に当該手当の支給は廃止となるが、6月分に職務遂行給として支払われる。

【一般社員職務遂行給基準昇給額表】 ※下線箇所が2024年度見直される内容

資格級	職務遂行給下限額	進級昇給時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降	職務遂行給上限額
M1級	404,870	10,000	1,500	1,500	800	600	600	600	443,570
M2級	<u>+4,500</u>	23,890	700	700	400	0	0	0	<u>+4,500</u>
L1級	357,780	10,000	1,800	1,800	1,000	600	600	600	394,080
L2級	<u>+4,500</u>	34,020	1,000	1,000	600	0	0	0	<u>+4,500</u>
C1級		24,210	2,100	2,100	2,100	1,100	1,100	700	
C2級		20,000	2,100	2,100	2,100	1,100	1,100	0	
C3級	155,620 <u>+6,500</u> <u>+18,100</u>	19,900 <u>△9,000</u> 17,600 <u>△9,100</u>	6,700	6,700	6,700	3,400	3,400	0	349,760 <u>+6,500</u>
C4級		17,600 <u>△9,100</u>	6,700	6,700	6,700	3,400	3,400	0	
C5級		---							

C5級の基準昇給額については以下のとおり。

③ 賃金実態調査結果から

JR西労組組合員の月例給を見ると、JR連合が掲げる「上位目標賃金(Q3)」に対する指標では、35歳以下と55歳以上のポイントで上位目標賃金を下回っているが、前回の2023春闘においては、ベア3,000円を獲得、初任給調整手当の支給による初任給の引き上げにより25歳ポイントでは、上位目標賃金との差が2022年度に比べ9,300円改善された。しかし、35歳ポイントでは、上位目標との差が2022年度に比べ更に16,900円に広がった。これは、他産業が2023春闘においてJR西日本のベア3,000円を

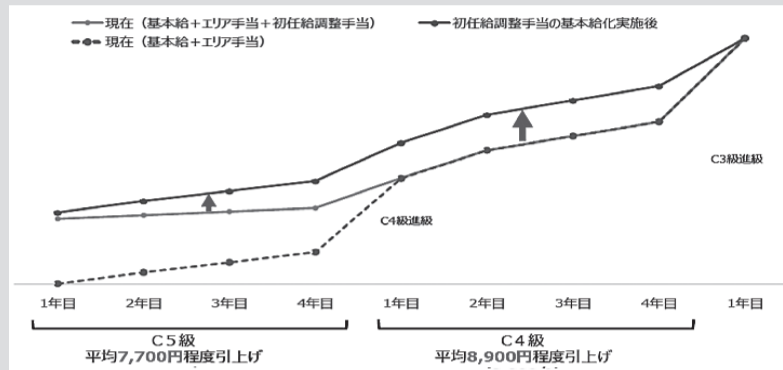
上回る大幅なベースアップを行ったことにより差が広がったと推測される。JR西労組は賃金水準の追給、物価上昇への対応、離職防止・人材確保を目的に全力で取り組みを進めてきた。

◆JR連合2023年度賃金実態調査による目標賃金との比較

年齢	Q3との差		JR西労組(a)			※1 Q3(上位目標)(b)			※2 Q2(必達目標)		
	2023	2022	2023	2022	2021	2023	2022	2021	2023	2022	2021
25歳	▲15,200	▲24,500	235,400	230,300	230,000	250,600	254,800	250,600	228,000	228,200	225,700
30歳	▲13,000	▲10,100	299,200	295,300	293,300	312,200	305,400	297,600	288,300	277,300	263,400
35歳	▲28,800	▲1,900	356,200	350,800	361,200	385,000	352,700	353,800	324,200	317,800	328,100
40歳	29,000	6,600	414,800	409,300	405,700	385,800	402,700	403,000	331,600	347,600	351,500
45歳	12,400	16,800	444,200	443,600	454,500	431,800	426,800	402,700	383,200	376,800	353,100
50歳	25,600	18,400	447,500	458,600	411,300	421,900	440,200	439,200	373,000	391,200	381,300
55歳	▲21,200	▲87,500	402,400	379,100	381,100	423,600	466,600	464,400	401,200	407,500	411,200

○指標となるのは、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」で集計されている「全産業1,000人以上規模、男性高卒標準労働者の分布特性値表」
Q3「上位目標」は、大企業の全産業1千名以上、男子高卒の第3四分位(4分割して上から25%のところに位置する数値)。
Q2「必達目標」は、大企業の全産業1千名以上、男子高卒の中央値(全体のど真ん中の数値で、一般的に「相場」となる数値)。

◆モデル図



- ④ 参考に駅(運輸管理係)2年目、車両(車両管理係)2年目、電気(電気管理係)2年目、10年目社員のベースアップイメージを提示。※【別掲1~4参照】

- ⑤ “ベア”とは、「ベースアップ」を省略した言葉である。

つまり、「基本給(ベース)の水準を上げる(アップ)」ことをいう。

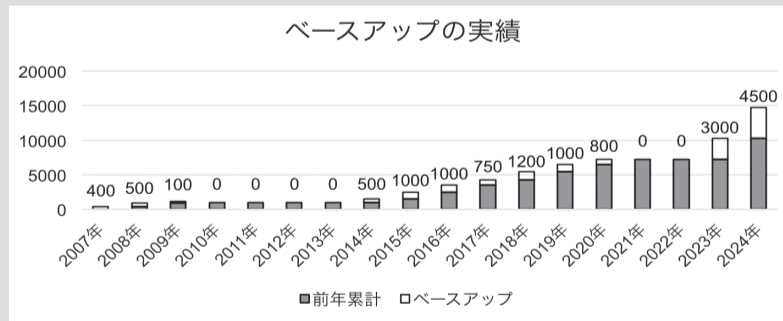
ここで注意したいのは、年齢や勤続年数に応じて基本給が上がる“定期昇給”とは全く別物である。

年齢や勤続年数に関係なく、全社員の給与水準そのものを一斉に引き上げるのが「ベア」である。

ベアは、景気による影響を大きく受ける。例えば、高度経済成長やバブル経済による好景気の時代は、毎年2~5%のベアが実施されていた。物価の上昇に合わせてベアを行うことで労働者の生活が守られてきたのである。しかし、一度ベアを実施するとその後の人件費も増えるため、2000年以降、景気の低迷やデフレを理由に多くの企業がベア要求を拒否するようになった。その後、業績が回復しはじめた大企業を中心に2014年頃から再びベアを実施する企業が増えたが、中小企業の資金水準は相対的に低いままである。大手や業績の好調な産業だけでなく、中小企業やパート・契約・派遣で働く人たちの賃金まで幅広くベアを含む賃上げが行われなければ、所得格差の拡大の原因にもなる。

⑥ 2007年賃金改正後のベースアップの実績

※累計では14,750円のベースアップとなる。(2024年度:C層一律2000円加算)



別掲1

博多駅の改札で働くA社員の賃金イメージ

[前提条件]

- ・プロ採(大卒)入社2年目
- ・博多駅勤務(営業)
- ・深夜勤務5日間(夜勤帯22時~5時の実働3時間)

これまで

	基本給	基準昇給	初任給調整手当	エリア手当	深夜等勤務手当	合計	その他
賃金	172,920	—	17,000	8,646	8,500	207,066	・夜勤手当 ・扶養手当

これから(2年目)

	基本給	基準昇給	初任給調整手当	エリア手当	深夜等勤務手当	合計	その他
賃金	197,520	2,700	0	10,011	16,000	226,231	・夜勤手当 ・扶養手当 ・職務手当 【駅の社員が運輸・車両関係除車事故防止準則における作業主任者として、作業等に従事する業務を含む勤務】500円

【C5ベースアップ】18,100円
【C4ベースアップ】9,000円

初任給調整手当は廃止となり、代わりに廃止分を基本給にベースアップとして上乗せ

※下線部が今回の春闘で改正される賃金
※基本給、基準昇給は4月適用ですが、6月の給与にて4月、5月分の昇給分が支払われます。
※手当関係について、システム改修に伴い支払いが6月以降になることもあります。その場合は、適用開始を4月とし遡って支払われることとなります。
※初任給調整手当は4月廃止となり、4月、5月の給与は初任給調整手当分が下がりますが、6月の給与にて4月、5月の基本給上乗せ分が支払われます。